

大阪から公害をなくす会 会員個人・関係団体代表者 様

2017年1月吉日
大阪から公害をなくす会
会長 金谷邦夫

東電福島第一原発事故の自主避難者への住宅支援継続 (4月以降)を求める「緊急要請 FAX」をお願いします

連日のご奮闘に敬意を表します。

さて、ご承知のことと思いますが、政府は、追加被ばく線量が20mSv/年を下回る地域の人々に対して、順次に避難指示を解除して、賠償打ち切り方針としています。本来日本では、国際放射線防護委員会（IRCP）の勧告をもとに定められた法律上の管理基準として、追加被ばく線量が1mSv/年以下と定められているにも関わらず、このやり方は全く理不尽であると言わざるを得ません。

ロシア、ベラルーシ、ウクライナの3国には、「チェルノブイリ法」があり、追加被ばく線量1mSv/年以上の地域から人が避難する権利が法で定められています。事件から30年たった今日でも有効であり機能しています。

福島や周辺地域の人々には、追加被ばく線量が1mSv/年を上回る地域から避難する権利はあるはずですが、国と福島県は、避難指示区域外の避難者について災害救助法に基づく住宅支援を平成29年3月で打ち切ることにしました。そして大阪府、大阪市もその方針通りに実施するとのこと。しかし、災害救助法では、自治体独自に、避難者を支援できるはずで、北海道、新潟県、鳥取県など多くのところでは支援継続を決めています。

大阪府内への自主避難者は皆大変な不安を訴えています。避難者はもちろん「早く福島県へ帰還したい」という思いですが、しかし、放射線の影響は時間がかかって現れます。避難する権利は当然保障されるべきものです。

今回、私たちは時間的な余裕がないために、ファックスの形で「首相、福島県知事、大阪府知事、大阪市長に対する避難者への住宅支援施策の継続を強く要求する」ことを呼び掛けます。大阪に自主避難している人々への支援の声を上げ強めるとともに、「住宅支援を平成29年3月末で打ち切りするな」の緊急抗議FAXの集中を呼びかけます。大きく広げていただきますよう、よろしくお願い致します。

記

別紙のひな形も参考にして下さい。団体・個人の別は問いません。

○FAX 番号

総理大臣 安倍晋三 様	(総理官邸 ファックス 03-3581-3883)
福島県知事 内堀雅雄様	(秘書課 ファックス 024-521-7900)
大阪府知事 松井一郎殿	(秘書課 ファックス 06-6941-7760)
大阪市長 吉村洋文殿	(ファックス 06-6202-6950)
大阪市都市整備局長殿	(ファックス 06-6202-7062)

以上

大阪市長 吉村洋文殿 (ファックス 06-6202-6950)

大阪市都市整備局長殿 (ファックス 06-6202-7062)

昨年 11 月 18 日、大阪市は福島第一原発事故からの自主避難者に対し、大阪市営住宅の無償提供を終了すると決定しました。

驚くべきことに、貴市・貴局は、「このまま市営住宅に住み続けるならば、通常の一般市民並みの家賃と頭金を支払うという条件での再契約が必要であり、契約をするかどうかについて、早急に答えよ」とせまっています。

これは、国が、追加被ばく線量 20mSv/年を下回る地域の人々は、順次賠償を打ち切り帰還せざるを得ないように仕向けていること。これをうけて福島県が、「避難指示区域外の避難者について災害救助法に基づく住宅支援を平成 29 年 3 月で打ち切ることにした。この二点によるものであろうことは承知しています。

しかし、全国の自治体では、これらの通知をうけてもなお、平成 29 年 3 月以降も住宅支援について、避難指示区域外の避難者に対しても引き続き無償の住宅提供を続ける。「月々 4 万円の補助」をする自治体もあります。それは、例えば福島と、避難地の両方で家賃や生活費がかかるなどという避難者の困難を理解しての対応となっているからです。

しかるに貴市は、「3 か月分の家賃を敷金として支払う」などを義務づけ、問答無用で、避難者にどうするのかを迫っているのです。

これは大阪の恥です。こうした避難者いじめのやり方は即刻あらため、避難者に寄り添って話し合い、避難指示区域外の避難者に対しても自治体としてできるだけの援助を継続することを強く要求するものです。

2017年 月 日

団体名 または個人名

住所

総理大臣 安倍晋三 様 (総理官邸 ファックス 03-3581-3883)

避難指示区域外の避難者へも住宅支援の延長を強く求めます

ロシア、ベラルーシ、ウクライナの3国には、「チェルノブイリ法」があり、追加被ばく線量 1mSv /年以上の地域から人が避難する権利が法で定められています。事件から30年たった今日でも有効であり機能しています。

ところが貴職は、追加被ばく線量が 20mSv/年を下回る地域の人々に対して、順次に避難指示を解除して、賠償打ち切り方針としました。本来日本では、国際放射線防護委員会 (IRCP) の勧告をもとに定められた法律上の管理基準として、追加被ばく線量が 1mSv/年以下と定められているにも関わらず、このやり方は全く理不尽であると言わざるを得ません。

福島や周辺地域の人々には、追加被ばく線量が 1mSv/年を上回る地域から避難する権利はあるはずです。

ところが、福島県は国の方針により、避難指示区域外の避難者について災害救助法に基づく住宅支援を平成29年3月で打ち切ることにしました。

新たな支援策の対象が狭く、期間も短いため、大阪府内への避難者は皆大変な不安を訴えています。避難者はもちろん「早く福島県へ帰還したい」という思いですが、しかし、放射線の影響は時間がかかって現れます。避難する権利は当然保障されるべきものであり、それを理解し支援するのが国と行政の役割です。

私たちは、大阪府の各自治体に、避難者への住宅支援施策の継続を強く要求していますが、国におかれましてもこうした趣旨をふまえて、避難指示解除の有無にかかわらず、避難指示区域外の避難者に対しても住宅支援策の延長を強く求めるものです。

2017年 月 日

団体名 または個人名

住所

大阪府知事 松井一郎殿 (秘書課 ファックス 06-6941-7760)

大阪府は、福島第一原発事故からの自主避難者に対し、この度住宅支援の無償提供を終了するとしました。

これは、国が、追加被ばく線量20mSv/年を下回る地域の人々は、順次賠償を打ち切り帰還せざるを得ないように仕向けていること。これをうけて福島県が、「避難指示区域外の避難者について災害救助法に基づく住宅支援を平成29年3月で打ち切ることにした。この二点によるものであろうことは承知しています。

しかし、全国の自治体では、これらの通知をうけてもなお、平成29年3月以降の住宅支援について、避難指示区域外の避難者に対しても引き続き無償の住宅提供を続ける。「月々4万円の補助」をする自治体もあります。それは、例えば福島と、避難地の両方で家賃や生活費がかかるなどという避難者の困難を理解しての対応となっているからです。

しかるに大阪府は、避難指示区域外の避難者に、「一般府民と同じ条件で取り扱いする」と迫っているのです。

これは大阪の恥です。こうした避難者いじめのやり方は即刻あらため、避難者に寄り添って話し合い、避難指示区域外の避難者に対しても自治体としてできるだけの援助を継続することを強く要求するものです。

2017年 月 日

団体名 または個人名

住所

福島県知事 内堀雅雄様 (秘書課 ファックス 024-521-7900)

避難区域外の避難者への住宅支援の延長を強く求めます

ロシア、ベラルーシ、ウクライナの3国には、「チェルノブイリ法」があり、追加被ばく線量 1mSv /年以上の地域から人が避難する権利が法で定められています。事件から30年たった今日でも有効であり機能しています。

ところが日本は、追加被ばく線量 20mSv/年を下回る地域の人々は、順次賠償を打ち切り帰還せざるを得ないように仕向けています。日本では、国際放射線防護委員会 (IRCP) の勧告をもとに定められた法律上の管理基準として、追加被ばく線量

1mSv/年以下と定められているにも関わらず、この日本の国のやり方は全く理不尽であると言わざるを得ません。

福島や周辺地域の人々にも追加被ばく線量 1mSv/年を上回る地域から避難する権利はあるはずですが。

ところが残念なことに、福島県は、避難指示区域外の避難者について災害救助法に基づく住宅支援を平成29年3月で打ち切ることになりました。

新たな支援策の対象が狭く、期間も短いため、大阪府内への避難者は皆大変な不安を訴えています。避難者に「早く帰還してもらいたい」という思いは、避難者も同じです。

しかし、放射線の影響は時間がかかって現れます。避難する権利は当然保障されるべきものであり、それを理解し支援するのが行政の役割です。

私たちは、大阪府の各自治体に、避難者への住宅支援施策の継続を強く要求していますが、福島県におかれましてもこうした趣旨をふまえて、避難指示区域外の避難者に対しても、住宅支援策の延長を強く求めるものです。

2017年 月 日

団体名 または個人名

住所
